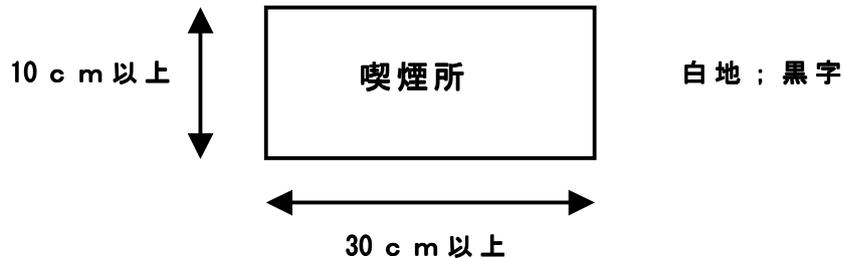


喫煙、裸火の使用、危険物の持込み等の際の注意事項

1. 喫煙場所について

- (1) 喫煙場所は入場者、利用者等の避難又は通行に支障を生じるおそれのない場所で必要最小限度の範囲とする。
- (2) 原則として1ヶ所とする。
- (3) 喫煙所に接して商品等可燃物を展示する場合は、1.2m以上の距離を保つこと。
- (4) 吸殻容器は、容易に転倒しないものとし、水が入れてあること。
- (5) 喫煙所には「喫煙所」と表示した標識を設けること。



2. 裸火の使用について

- (1) 裸火の使用場所は必要最小限とすること。ただし、2ヶ所以上で使用する場合には、一方のコンロから他方のガスボンベ等との距離を6m以上離すこと。
- (2) 使用場所は、入場者、利用者等の避難又は通行に支障を生じるおそれのない場所とする。
- (3) 当該場所の直近に消火器を付加設置すること。
- (4) 火気使用器具は耐火構造又は下地を不燃材料とした防火構造の壁に接した場所及び台上に設置すること。ただし、通路等公衆の出入りする場所に面する部分に設置する場合は、ガラス等の不燃材料による遮蔽とすることができる。
- (5) 可燃性ガスを使用する場合には、ガス漏れ警報機を設置すること。
- (6) 可燃性ガスの持込みは、建物全体で内容量50kgに相当する個数未満とし、転倒、落下防止の処置が講じられていること。